原発裁判と社会 第二報 裁判の技術論-外的事象の判断

Nuclear Power Trials, Issue and Arguments -No.2 Technical Issue - External Events-

| 福井工大 | 堀池 寛 | Hiroshi Horiike | Member |
|----------|------|-----------------|--------|
| ○法政大学 | 宮野 廣 | Hiroshi MIYANO | Member |
| 国際原子力法学会 | 鈴木孝寛 | Takahiro Suzuki | Member |
| 日本原燃 | 田中治邦 | Harukuni Tanaka | |
| 横浜市大 | 村田貴司 | Takashi Murata | |

原発の運転差し止め裁判の課題を調査してきた。裁判では、原子力規制委員会が認めた審査の合格に 反論し、運転の差し止めを請求する訴訟が多発し、判決は様々な判断を示している。本検討会では、何 が技術的課題なのかを明確にして、裁判で説明しきていない技術的論点について、正論を示すことを 狙って活動している。本報告では、特に外的事象、自然災害を対象に、どのような判断が示され、そこ にどのような論点があるのか明確にした。

We have investigated the issue of the nuclear power plant injunction trial.

The court may have argued against the "passed examination" conclusion accepted by the NRA. Many lawsuits have been filed to stop the operation of nuclear power plants. Judgments in court show various decisions.

In this study group, we aim to clarify what technical issues are and to show positive theories about technical issues that have not been explained in court. In this report, we have clarified what judgments are shown, particularly for external events and natural disasters, and what issues are there.

Keywords: Case of lawsuits, Claiming to suspend the operation, Technical Problem of Nuclear Plant Safety

はじめに

これまでの議論では、"原発運転差止仮処分裁判" における、技術論として、リスク論として残余のリ スクの適用の課題や地震動評価での課題、設計基準 とそれを超える地震動への対応について議論して きた。本報告では、社会とのつながりの大きい外的 事象への対応について検討する。

外的事象とは

原子力発電所は、施設内部で発生する火災、配管 の破損などによる浸水被害などの内部ハザードや 地震や強風、火山などの自然ハザード、航空機落下 や意図的な不法行為、情報セキュリティも含めた人 為ハザードなど、発電システムの事故につながりう る様々なハザードの脅威にさらされている。このよ うな施設内外において発生する可能性がある事故 の誘因となりうる事象のことをハザードと呼ぶ(表 1-1参照)。これらの事象は、それぞれが単独で発 生することもあれば、同時に発生することもある。 例えば、地震後の津波の襲来や、火災の発生などに 代表されるように同時に発生する場合には、大きな 事故につながる可能性が高くなる。

ハザード評価では、施設がどの程度の規模の大 きなハザードに見舞われる可能性があるかを分析 する。PRA (Probabilistic Risk Analysis) と言われ る確率論的ハザード評価は、確率値を用いてその 可能性を定量的に分析する手法であり、これによ り、非常にまれにしか発生せず経験が少ないハザ ードに対して可能な限り主観を排した形で客観的 な分析を行うことができる。

特に外的ハザードは、様々な要素に不確かさが あり、大きく、PRAによるリスク分析で、その 影響を評価することが有用である。

社会への影響と原子力への対応

これまで言葉として「絶対安全はない」と認識されつつも、"リスクが残ることに納得感がない"というのが多くの市民、裁判官の思いでもあった。「安全」というのは「リスク」が"あってはならない"との立場である。しかし、最近の判例(広島高裁仮処分決定-2017年12月13日-)では「頻度が著しく小

さく、しかも破局的噴火をもたらす噴火によって生 じるリスクは無視し得るものとして容認するとい うのが我が国の社会通念ではないか」と安全確保限 界が示された。

科学的には、リスクはゼロにはならない。そこで、 リスクと言う言葉、リスクの理解が重要となる。「リ スク」とは、"将来にある好ましくないことが起きる 可能性"であり、「原子力安全」についてのリスクは、 放射性物質が放出されてその健康影響を受ける可 能性である。そこで、"社会通念にいう安全の概念" との関係が重要となり、社会通念で認められている リスクとの関係が示されれば納得されるのである。 社会で正確に理解されているわけではないが、どの 程度のリスクが「安全」という社会通念で得られて いる状態のリスクであるのか、そこに一つの論点が ある。理解を共通化する光明が見えたと言えるので はないか。

しかし一方、裁判では「安全」の技術的判断は、 原子力規制委員会が行うものであるとしている。し かし、原子力規制委員会は「安全」という判断を回 避していることから、裁判では、個別課題ごとに規 制の要求を満たしているかどうかを判断すること になる。原子力規制委員会は、審査基準を満たして いる状態が、"技術論として安全と言う"と明確に宣 言することが必須と言える。

まとめ

社会においても、また裁判においても、リスクへの理解がなされていないことが最も重要な課題となっていると言える。

| 衣 - ● 単〇の読囚となる●家の分類 | | | | |
|-----------------------|---------|----------|------------|--|
| 内的事象 | | 外的事象 | | |
| | 由如云北。这 | 外部ハザード | | |
| | 内部ハザード | 自然ハザード | 人為ハザード | |
| ○機器のランダム故障 | 〇内部火災 | 〇地震 | 〇発電所外の爆発 | |
| 〇人的過誤 | 〇内部溢水 | 〇外部火災 | 〇発電所外での化学 | |
| | | | 物質放出 | |
| ○外部電源の喪失 | 〇内部ミサイル | 〇津波 | 〇航空機落下 | |
| 等 | 〇内部爆発 | ○強風 | 〇意図的な不法行為, | |
| | | | 等(テロ等も含む) | |
| | 〇重量物落下 | 〇火山噴火 | 〇戦争行為 | |
| | | 〇隕石落下 | | |
| | 〇化学物質放出 | 〇生物学的現象 | 等 | |
| | 等 | 〇異常気象, 等 | | |

表 1-1 事故の誘因となる事象の分類

※発電システム内で発生する事象を内的事象、それ以外を外的事象と呼ぶ ※施設内で発生するハザードを内部ハザード、施設外で発生するハザードを外部ハザードと呼ぶ ※「戦争行為」への対応は、現在は安全策には考慮しないこととしている。